

PL レポート(製品安全) <2017 No.3>

■ 「PL レポート (製品安全)」は原則として毎月第 1 営業日に発行。製造物責任 (Product Liability: PL) や製品安全分野における最近の主要動向として国内外のトピックスを紹介します。

国内トピックス：最近公開された国内の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○経済産業省が「製品安全対策優良企業表彰」の募集を開始

(2017 年 5 月 22 日 経済産業省)

経済産業省は、5 月 22 日「製品安全対策優良企業表彰 (PS アワード)」の応募受付を開始しました。本表彰は、2007 年(平成 19 年)に始まり、今回で 11 回を迎えます。

本表彰は、消費生活用製品に係る製造事業者、輸入事業者、小売販売事業者を対象とし、製品安全への積極的な取組 (企業全体の製品安全活動) を審査し「製品安全対策優良企業」として表彰するものと、製造・輸入事業者や小売事業者以外の業界団体や製品安全を支援する事業を展開する団体・企業を対象とした特別賞枠が設けられています。

なお、表彰の種類と審査基準は以下のとおりとなっています。

部門	表彰内容	審査基準
大企業 製造事業者・輸入事業者 部門	経済産業大臣賞 商務流通保安審議官賞 優良賞 (審査委員会賞)	● 安全な製品を製造・輸入するための取組 ● 製品を安全に使用してもらうための取組
中小企業 製造事業者・輸入事業者 部門	経済産業大臣賞 商務流通保安審議官賞 優良賞 (審査委員会賞)	● 出荷後に安全上の問題が判明した際の取組 ● 製品安全文化構築への取組
大企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 商務流通保安審議官賞 優良賞 (審査委員会賞)	● 安全な製品を仕入れ・販売するための取組 ● 製品を安全に使用してもらうための取組
中小企業 小売販売事業者部門	経済産業大臣賞 商務流通保安審議官賞 優良賞 (審査委員会賞)	● 出荷後に安全上の問題が判明した際の取組 ● 製品安全文化構築への取組
上記以外の団体部門	特別賞 (審査委員会賞)	● 製品の安全を確保・支援するための取組
上記以外の企業部門		● 製品安全文化構築への取組

本表彰を受賞した場合、「製品安全対策優良企業ロゴマーク」を、名刺や封筒、自社のホームページ等に掲載することが認められ、消費者や取引先等のステークホルダーに対して、「製品安全対策優良企業」を広くアピール出来るなど企業イメージの向上につながります。

また、本表彰への応募や審査を通して、自社の製品安全に関する取組を体系的に整理し、客観的に把握する機会として活用している企業もあります。

事業者においては、事故発生時やリコール実施時には社会的な関心を集める一方で、製品の

安全確保に向けた不断の努力について、ポジティブに評価されることは決して多くはありません。この点、本表彰の受賞は、ステークホルダーや市場に対して自社の取組を広く伝える数少ない機会といえます。また、担当部門の取組を社内に知らしめる観点からも本表彰の受賞は有益といえます。

※出所

本プレスリリースの全文は、以下の URL を参照下さい。

<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170522004/20170522004.html>

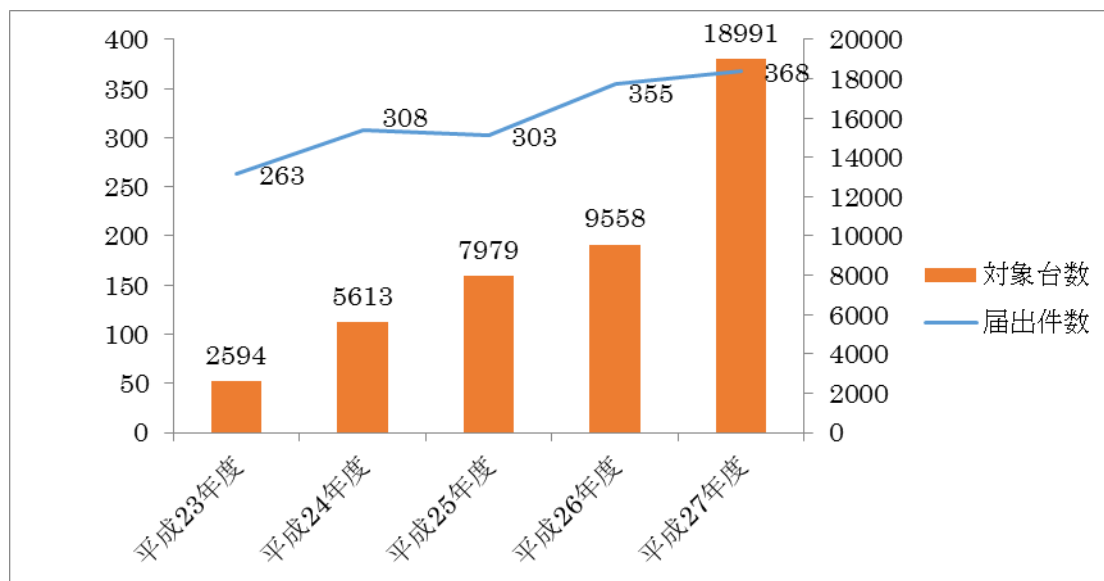
○国土交通省が平成 27 年度リコール届出分析を公表

(2017 年 4 月 3 日 国土交通省)

国土交通省は、「平成 27 年度リコール届出内容の分析結果について」（以下「本分析」）を公表しました。本分析は、国土交通省自動車局において、平成 27 年度の自動車のリコール届出をもとに行われたものです。

今回発表された本分析結果の特徴の 1 つとして、大規模エアバックリコール等の影響で、国産車のリコール届出の対象台数が平成 27 年度に急激に増加していることが挙げられます（下グラフ参照）。

【年度別リコール届出件数・対象台数推移】



本分析 P7「日本における年度別の届出件数、対象台数及び年度別リコール率（平成 23 年度～平成 27 年度）」の公表値のうち、年度別の届出件数、対象台数をインターリスク総研がグラフ化

また、近年の特徴の 1 つとして、電子制御部品関連届出（リコール届出一覧表の内容に電子制御部品名が含まれている届出のうち、不具合の原因に電子制御部品が直接的に関与している届出）の件数が、増加傾向にあります。平成 27 年度の届出件数前年度比 6 件増の 78 件であり、過去 5 か年の平均と比べて 15 件増加（対 5 か年平均約 24%増）となっています。装置別の電子制御部品の届出状況に注目すると、原動機、電気装置、制動装置および動力伝達装置が届出件数の上位

4 装置となっています。

その理由として、本分析では、「燃費向上や安全運転の支援システムの市場ニーズ及び年々厳しくなっている環境規制に対応するために、ハイブリッド車、電気自動車、動力伝達装置の多段化、燃焼を含めた排ガスの環境性能等の技術向上のため、これら 4 装置の電子制御化が進んでいる」ことが指摘されています。さらに、「近年は ASV（インターリスク総研注：先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車。Advanced Safety Vehicle の略）技術の装着台数が増加してきているため、電気装置及び制動装置の電子制御部品関連届出の件数がさらに増加していくと推測できる」としています。

今後さらなる ASV 技術の導入などにより、高機能化する自動車に対する信頼性への要求は、より高くなるものと考えられます。関連する電子制御部品のリコール届出状況の推移に注目するとともに、自動車事業者においては、IoT 等の活用などにより不具合の予兆を早期に把握し、未然に事故防止を実現するシステムの確立が今後重要になるものと考えられます。

※出所

本分析の全文は、以下の URL を参照下さい。

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/common/data/h27recallbunseki.pdf>

海外トピックス：最近公開された海外の PL・製品安全に関する主な動向をご紹介します。

○ガス機器製造事業者らが CPSC に対し 465 万ドルを支払う和解が成立

(2017 年 4 月 13 日 CPSC)

米国消費者製品安全委員会 (Consumer Products Safety Commission 以下「CPSC」)は、4 月 13 日、ガス機器製造事業者（以下「同社」）及びその親会社との間で和解が成立し、同社らが 465 万 US ドル（約 5 億 1000 万円）の支払いに合意したことを公表しました。本件は、同社製ガスレンジ（以下「当該製品」）に関して、消費者に重篤な被害を及ぼすリスクがあるにも関わらず、同社が CPSC に適切な報告を行っていなかったことに対するものです。また、同社はこの支払いに加えて、同国の消費者製品安全法 (Consumer Product Safety Act. 以下「CPSA」) 遵守と、内部統制の強化に向けたプログラムを実施することにも合意しました。

同社は、当該製品が自然に着火したり、または使用者がスイッチを切っても消火出来なかったりしたことが原因で、当該製品が異常過熱するという事故報告を 2008 年から 2014 年までの間に 170 件受け取っていたにも関わらず、当該リスクに関して、CPSA が求める報告の目安である期日内に CPSC に報告することを怠っていました。

米国における事故報告の懈怠に係る制裁金について、CPSC は、事業者の規模に応じた更なる増額を検討しています（弊社 PL レポート 2017 No.1 参照）。企業に対する製品事故に関する情報の迅速な公開、内容の透明性への要請は、ますます強くなると推察されます。企業は、製品事故情報や不具合情報を迅速に共有し、一元化する仕組みを整備し、運用していくことが一層重要となるでしょう。

※出所

本プレスリリースの全文は、以下の URL を参照下さい。

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2017/Viking-Range-Agrees-to-Pay-465-Million-Civil-Penalty>

また、CPSC への報告制度の概要については、下記の URL を参照下さい。

<https://www.cpsc.gov/business--manufacturing/recall-guidance/duty-to-report-to-the-cpsc-your-rights-and-responsibilities/>

○米連邦航空局、ドローンが人に衝突した際の傷害についての研究結果を公表 (2017 年 4 月 28 日 米国連邦航空局)

米国連邦航空局 (FAA*) は 4 月 28 日、無人航空システム (UAS**)、所謂「ドローン」が人に衝突した際に予想される傷害について、米国の大学を中心としたドローンの安全性検討に関する研究グループ (ASSURE***) と共同で調査・研究を行い、その結果を公表しました。

本研究では、人が居る場所の上空にドローンを飛ばす際に、重大な傷害を発生させるリスクを最小化するために必要な規制の検討に向けて、小型ドローンの落下事故に適用可能な傷害のメカニズムやモデルを検討するとともに、人体模型への落下実験や数値解析等が行われました。

研究の結果、小型ドローンが人に衝突した際に生じる主要な傷害は、打撲 (鈍的外傷)、裂傷、貫通性外傷の 3 つであり、打撲が最も危険度が高いとされました。

また、木材と金属の塊及びドローンを人体模型の頭上から落下させて傷害の程度を調査した結果、複数のローターを持つドローンは同じ質量を持つ金属塊よりも落下速度が遅いことや、ドローンが構造上たわみ易い (変形し易い) ことから、木材や金属の塊に比べて衝突の際の衝撃が緩和されることが明らかになりました。

そのほか、本研究で得られた知見として以下の点も挙げています。

- ・カメラ等のドローンの運搬物は、剛性がより高いことから危険性が増加する
- ・人が居る場所の上空を安全に飛ばすためには、ローター (ブレード) にガードを付けることが必要である
- ・ドローン用のリチウムイオンバッテリーは、落下時の衝撃の観点等から、PC や家電製品とは異なるドローン用の独自の安全規格が必要である

ドローンが人に衝突した際の影響についてまとめた調査・研究を行ったものはあまり例がなく、本研究結果は示唆に富むものと言えます。また本レポートでは、調査・研究を継続して、衝突時の傷害の程度を推定するより簡便な試験方法の検討や標準化の提案を行いたいとも述べており、今後の ASSURE/FAA の活動も期待されるところです。

昨今ドローンはさまざまな目的で数多く使われるようになりましたが、実際の使用が先行し、安全性等の議論は後回しになっているのが実情です。ドローン製造事業者においては、このような研究成果を有効に活用し、万が一落下して人に当たった場合にも影響が最小限になるような設計面での改良を進め、同製品の業界団体においては安全性向上に向けた各種基準等の整備・標準化を推進するなどの対応が望まれるでしょう。

*) FAA : Federal Aviation Administration

**) UAS : Unmanned Aircraft System

***) ASSURE : Alliance for System Safety of UAS through Research Excellence

※出所

FAA によるニュースリリースは以下の URL を参照下さい。

<https://www.faa.gov/news/updates/?newsId=87950>

報告書全文は下記 URL よりダウンロードできます。

<http://www.assureuas.org/projects/deliverables/sUASGroundCollisionReport.php>

○オーストラリアで電子タバコ販売事業者に対して罰金支払い命令

(2017 年 5 月 8 日 ACCC)

オーストラリア競争・消費者委員会 (Australian Competition and Consumer Commission、以下「ACCC」) は、5 月 8 日、オーストラリア連邦裁判所が電子タバコのネット通販事業者 3 社に対して以下の点が同国の消費者法 (Australian Consumer Law) に違反しているとして、各法人に対する 40,000～50,000 豪ドル (約 360 万～450 万円) の罰金に加え、経営者個人に対して 10,000～15,000 豪ドル (約 90 万～135 万円) の罰金の支払いを命じました。

- ・ ACCC が第三者試験機関を使った試験で、当該製品にはホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、アクロレイン等の発がん性物質が含まれていることが判明したが、当該商品には発がん物質や有害物質を含有していることが表示されていなかったこと
- ・ 各社の経営者はこれらの表示を意図的に行っていたこと

ACCC のプレスリリースによると、今回のケースは、電子タバコに含まれる発がん性物質について虚偽や誤解を招く商品説明を行った事業者に対して、当局が法的措置をとった世界で初めての例とのことです。今回のケースでは、故意によるものでしたが、表示に関する規制への抵触は企業側の過失によって引き起こされることも少なくありません。法令や規制の最新動向をチェックしつつ、内容の真実性、消費者における誤解発生の可能性、表示の適切性について十分な配慮が行われているか確認し、問題があれば是正できる仕組み・ルールづくりとその実行があらためて求められているといえます。

※本プレスリリースの全文は、以下の URL を参照下さい。

<https://www.accc.gov.au/media-release/e-cigarette-companies-to-pay-penalties>

インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全／PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全／PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL MASTER 代表的なメニュー例

- I. マネジメントシステム構築・運営**
 - 製品安全管理態勢に関する簡易評価
 - リスクアセスメント態勢の導入支援
- II. 製造物責任予防(PLP)対策**
 - 個別製品に関するリスクアセスメント
 - 指示警告に関する簡易評価
- III. 製造物責任防衛(PLD)対策**
 - PL事故対応マニュアルの策定
 - リコールに関する緊急時対応計画の策定
- IV. 教育・研修**
 - リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
 - PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング
- V. 調査研究・情報提供**
 - 判例・事故例の調査分析
 - 各国の生産物賠償法一覧の提供

INS&AD

© InterRisk Research Institute & Consulting, Inc. |

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研 リスクマネジメント第三部危機管理・コンプライアンスグループ (TEL. 03-5296-8912)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017